

- ◆ 県では、持続可能な観光地域づくりを目指した施策を安定的に実施していくための財源として、
宿泊税を 令和9年6月1日 から導入します。
- ◆ 宿泊税は、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立、その他の観光振興を図る施策に活用することとしており、**税収から賦課徴収に要する経費等を除いた額の7割を市町村に交付します。**

➤ これまでの経過

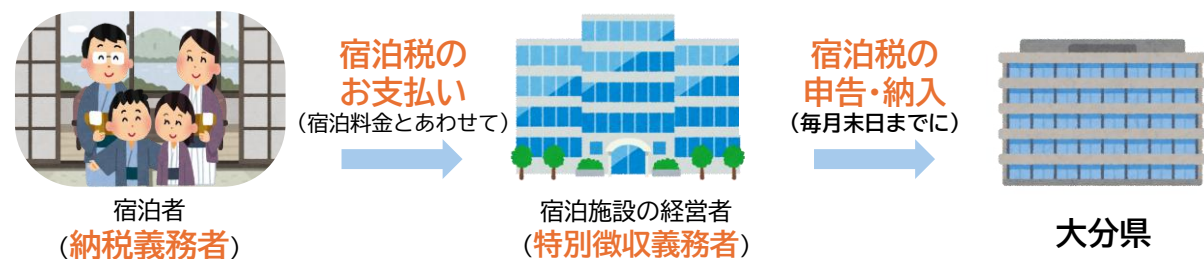
令和8年6月26日（金）
令和8年第2回定例会にて「大分県宿泊税条例」成立

7月7日（火）
総務省への「法定外目的税新設協議書」提出

9月4日（金）
地方財政審議会
大分県法定外目的税「宿泊税」の新設について
→審議の結果、了承

9月30日（水）
総務大臣による法定外目的税新設の同意

➤ 宿泊税のしくみ



税率 1人1泊あたりの、素泊まり料金に応じて4段階

5千円未満	5千円以上 2万円未満	2万円以上 10万円未満	10万円以上
100円	200円	500円	2,000円

※食事代、
消費税等は
含みません。